

見附市訓令第2号

見附市会計年度任用職員の任用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市会計年度任用職員の任用に関する規程の一部を改正する規程
見附市会計年度任用職員の任用に関する規程（令和2年見附市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

その他	1 勤務条件等は、見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、見附市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則および見附市会計年度任用職員の任用に関する規程によるものとします。
-----	---

」を

「

その他	1 勤務条件等は、見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、見附市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則および見附市会計年度任用職員の任用に関する規程によるものとします。 2 災害等が発生した場合に災害対応業務等への従事を命じることがあります。
-----	---

」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。